

【表紙】

| | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月26日 |
| 【会社名】 | 株式会社ワットマン |
| 【英訳名】 | WATT MANN CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 清水一郷 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長清水一郷は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することにより、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。錯誤や不注意によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった経営環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応できない場合があり、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成27年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。評価にあたっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

当社は、「財務報告に係る内部統制評価基本計画（平成27年3月期）」（平成26年9月17日取締役会報告）に基づき、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と判断されるものについては、当社の事業全体を評価の対象とし、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について内部統制の基本要素が機能しているか、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の店舗事業全体を「重要な事業拠点」として選定し、当社の事業目的に大きくかかわる勘定科目として「売上高」「仕入高」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、関係者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。